

「あいち県民の日」ロゴマーク募集要項

1 趣旨

愛知県では、県政 150 周年を契機として、県民の皆様が地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深め、愛知への愛着及び県民としての誇りを持つ契機とするとともに、暮らし、教育、労働、経済、環境等が調和した輝く愛知の実現を期する日として、「あいち県民の日（11月27日）」を創設しました。

また、11月21日～27日を「あいちウィーク」とし、この期間に「あいち県民の日」の趣旨を県民の皆様幅広く周知するための様々な事業を実施する予定です。

これら関連事業を、県、市町村、事業者等が一体となって実施し、「あいち県民の日」を広くアピールするために使用するロゴマークのデザインを募集します。

2 募集内容

(1) ロゴマークのデザインについて

- ・ 作品には、「あいち県民の日」及び「11月27日」という文字を盛り込んでください。
 - ※ 「シンボルマーク（絵柄）」と「ロゴタイプ（文字）」を組み合わせた文字図形一体型のデザインでも、シンボルマークを盛り込まずロゴタイプのみでのデザインでも構いません。
 - ※ 「11月27日」の文字は、「11・27」や「11/27」など、日付がわかる表現であれば可とします。
- ・ 「あいち県民の日」の趣旨に沿った、愛知の魅力や特色を表現する作品にしてください。

(2) デザインに当たっての注意点

- ・ 縮小しても判別可能なデザインとしてください。
- ・ 色彩は自由ですが、単色又はモノクロでも使用可能なデザインとしてください。
- ・ 条件を満たさない作品は審査対象外となりますので御注意ください。条件について不明な点がある場合は、作品制作に取りかかる前に、「11問合せ先」にお問合せください。

(3) ロゴマークの使用方法

決定したロゴマークは、「あいち県民の日」に関連する事業を行う県・市町村・関係機関・団体及び事業者等の啓発誌やポスターなどの印刷物、Web

ページ、啓発グッズ、名刺など、様々な場面で使用することを想定しています。

3 応募資格 ((1)・(2) 両方の条件を満たすこと。)

- (1) 愛知県在住の方、または愛知県内に通勤、通学をしている方
- (2) 応募の時点で中学生以上の方 (未成年者の応募にあたっては、保護者の同意が必要)
 - ※ 個人・法人・グループいずれの応募も可。

4 募集期間

2023年4月4日(火) から 2023年5月22日(月) まで

5 応募方法

応募作品を、愛知県電子申請・届出システム又は郵送(簡易書留郵便等、応募締切日必着)にて提出してください。

- ※ カラー及びモノクロの2種類を提出してください。
- ※ 作品のサイズは160mm×160mm程度とします。
- ※ 縮小(20mm×20mm程度)しても判別可能なデザインとしてください。
- ※ 電子申請の場合は、ファイル形式をG I F、P N G、B M P、J P E Gのいずれかとしてください。
- ※ 郵送の場合は、応募用紙(様式)とともに、作品の裏面に氏名・連絡先住所及び電話番号を記入し、作品を折り曲げないように提出してください。

■電子申請で応募する方

愛知県電子申請・届出システムURL及び二次元コード



https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=69195

■郵送で応募する方

作品と応募用紙を郵送すること。

(郵送先)

愛知県県民文化局県民生活部県民総務課 総務・企画・広報グループ

〒460-8501（住所記載不要） 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

6 賞の内容

最優秀賞：1点

※ 受賞者には、賞状及び副賞（3万円相当の商品券）を授与します。

7 選考及び結果発表等

（1）選考方法

提出された作品については、県が設置する選考委員会において審査を行い、一次選考での点数が高いものから上位20件について最終選考を行う二段階方式とします。

ただし、提出された作品が20件以下の場合は、一次選考を実施せず、すべての作品を最終選考で選定します。

（2）結果発表

最優秀賞は、2023年6月以降（予定）に公表するとともに、11月27日（月）に開催を予定している「あいち県民の日」関連イベント（場所は愛知芸術文化センター（名古屋市東区）を予定）において表彰式を行います。

※ 「あいち県民の日」関連イベントについては、詳細が決まり次第お知らせします。

※ 受賞者は、表彰式への出席をお願いします。

※ 最終選考の対象とならなかった作品の応募者には、結果の通知はしません。

8 著作権等

- ・ 受賞作品の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）その他一切の権利等は、愛知県に帰属します。受賞者は当該作品に関し、著作者人格権（著作権法第18条から20条に規定する権利）に基づく権利行使は行わないこととし、愛知県が「あいち県民の日」ロゴマークに採用すること及び商標登録することを認めることとなります。
- ・ 採用作品は、必要に応じデザインや色彩などを一部補正・補作する場合があります。

9 その他注意事項

- ・ 応募点数は1者当たり2点以内とします。
- ・ 応募作品は返却しません。
- ・ 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

- ・ 応募者の個人情報、今回の募集に必要な業務以外には使用しません。ただし、受賞者の氏名、住所地の市町村名および作品は公表します。
- ・ 応募作品は、商標登録及び意匠登録していない自作の未発表作品に限り、知的財産権、また第三者が有するいかなる権利をも侵害しないものとします。また、盗用、引用などこれらの条件に違反していたことが発覚した場合は、失格とします。
- ・ 本要項の規定に反する作品は、選考の対象となりません。また、採用後に違反が判明した場合は、採用を取り消します。また、内容によっては、損害賠償請求等を行うことがあります。
- ・ 審査状況及び選考結果に関するお問い合わせ、異議申し立て等は受け付けいたしませんので御了承ください。
- ・ 応募の時点でこの募集要項の記載事項に同意したものとします。

10 免責事項

以下について、本県は一切の責任を負いません。

- ・ 理由を問わず、応募者が被った損害（今回の募集への参加は、応募者の自己責任での参加とする）
- ・ 応募作品に起因して生じた損害

11 問合せ先

愛知県県民文化局県民生活部県民総務課 総務・企画・広報グループ（村井）

〒460-8501（住所記載不要） 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6160（ダイヤルイン）

E-mail kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp